本紙調査 域外産廃の事前協議制度

47都道府県にアンケート

都道府県における域外産業廃棄物の適正処理に関する事前協議制度のアンケート調査結果を以下に示す。（1面参照）

調査方法

調査は、47都道府県にアンケート票を送付して実施、47都道府県全てから回答を得た。調査項目は簡易な分岐式の3セクション、全9項目。主な質問は、①「事前協議制度を制定しているか否か」②制定している場合は「制度見直しの有無」③制定していない場合は「今後制定する予定があるかどか」の3点。なお、本調査では狭義の事前協議制度について取りまとめており、従って事前届け出制度等については考慮していない。

制度の有無

事前協議制度を制定している都道府県は30道県。制定年で最古の自治体は1977年12月に制定した岡山県。次いで茨城県（86年5月）、千葉県（90年4月）、広島県（同）と続き、最近では北海道が2009年4月に制定している。

5年ごとの制定件数の推移を見ると、90年以前6件、91年から95年12件、96年から2000年4件、01年から05年6件、06年以降が2件となる。特に90年代前半と00年代前半において盛んに整備されており、大規模不法投棄事件の発覚時期と符合している。

選択回答（複数可）および自由回答で質問した「制定の狙い」については、「域外廃棄物の流入抑制」が16件、「不法投棄対策」が13件、「住民感情への配慮」と「優良業者保護および不適正処理業者対策」がそれぞれ4件あった。

このほか、自由回答として挙げられたものを表1にまとめた。そこでは「適正処理」への要請が極めて高いことが確かめられる一方、特徴的なのは、山形県回答の「県内産業廃棄物の処理の安定化（残余量の確保）」だろう。

流入抑制措置

「制定の狙い」において多数の回答があった「域外廃棄物の流入抑制」について詳しく見ると、ほとんどの道県で抑制対象とする自治体を「自県以外全て」か「特に想定していない」などと回答している。同じ質問に対して具体例を挙げた自治体の回答を次に列挙する。

▽秋田県＝主に首都圏▽山形県＝主として関東圏▽栃木県＝埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県▽和歌山県＝三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県▽宮崎県＝九州各県以外

制度の見直し

事前協議制度制定済みの30道県のうち、9県がすでに何らかの見直しを実施しており、1県が今後について見直しの可能性を示唆した。

事前協議制度の見直しをすでに実施した9県は、岩手、山形、栃木、茨城、埼玉、千葉、長野、広島、佐賀（図参照）。見直しを行った時期は、千葉県が1993年5月で最も早く、同県は以降も主なところでは2度見直しを実施している。次いで見直しを実施したのは岩手県で、2004年12月に行っている。その後も7県が相次いで見直しを行っており、見直しの動きが本格化したのは00年代中盤以降の動きと見られる。

図中右下の表内で見直しの主なねらいを書き出した。アンケートでは見直しの方向性を「規制緩和」「規制強化」「その他」に部類分けして回答を求めた。規制強化およびその他については同表記載の通り。回答数は順に、6件、1件、2件で、規制緩和傾向の方が強勢だ。

規制緩和の焦点

事例の多い規制緩和について、年次ごとの見直し内容を横断的に見ると、その焦点は次の3点におおまかに整理できる。

①中間処理・リサイクルの推進（93年～）▽千葉県（93年5月）＝指定副産物を再生処理しようとする場合、事前協議制度から事前届け出制度に変更▽千葉県（94年5月）＝指定副産物を再生処理しようとする場合に限らず、県内中間処理等を行う場合に事前届け出制度に変更▽岩手県（04年12月）＝自動車リサイクル法で規定する使用済み自動車等を協議対象から除く▽山形県（06年5月）＝自動車リサイクル法に基づく使用済み自動車、家電リサイクル法に基づく特定家庭用機器を協議対象から除く▽千葉県（13年4月）＝県内で中間処理を行う場合事前届け出制度を廃止し、中間処理業者から処理実績の報告を求める制度に変更▽広島県（13年4月）＝中間処理の場合、協議の期間が2年から3年まで延長▽埼玉県（14年4月）＝セメント製造業者に搬入する際の事前協議を免除

②業者の育成（08年～）▽岩手県（08年4月）＝循環型地域社会の形成に関する条例に基づく格付けを取得している処理事業者等へ委託する場合、搬入期間を延長する▽茨城県（11年4月）＝優良認定業者への搬入は事前協議の対象外とする▽広島県（13年4月）＝優良認定事業者へ委託する場合、一部書類を省略できる▽埼玉県（14年4月）＝優良産廃処理業者に搬入する際の事前協議を免除

③電子マニフェスト導入へのインセンティブ（09年～）▽茨城県（09年4月）＝電子マニフェストを使用した場合、県との事前協議は不要とする▽埼玉県（14年4月）＝電子マニフェスト利用者の事前協議を届け出制に緩和

規制緩和の背景

多数の自治体において事前協議制度の規制緩和が行われたのは、他の施策により適正処理の確保が図られ、また同じく他の施策との関連で越境処理がわが国の資源循環フローの中で体制化されていくことで、同制度の必要性が希薄化していったことが背景の一つとして考えられる。

実際、90年代から現在までの間、廃棄物処理法の数次の改正を経て、改正処理の厳罰化、排出事業者責任の強化が行われ、適正処理の確保が図られてきた。また個別リサイクル制度等の進展により廃棄物の適正な越境処理が体制化されたことに伴い、適正処理の確保を企図した域外廃棄物の規制を事前協議制度で行う必要性が解消されていったのだと考えられる。

現在、見直しの経緯を補足して（自県の）要綱の運用により事業者の意識向上が図られ、不適正処理が減少してきた」（千葉県）、「法改正に対応するため」（長野県＝「その他」の見直し部類）という回答が見られ、また見直しのねらいにおいては、家電リサイクル法や自動車リサイクル法に対応する動きを確認している。

福井県は見直しを検討

域外廃棄物の適正処理に関する事前協議制度を制定している30道県のうち、今後について見直しへの明確な問題意識を示したのは福井県だった。

同県は、茨木、広島、埼玉の3県と同様、「優良産廃処理業認定者への特典など、施策的な試み」として制度見直しを検討しているとのこと。

なお、このほか「見直しを検討しない」と回答した県でも、担当者レベルで問題意識をにおわせた県もあり、その狙いを聞くと「個別リサイクル制度への対応を図りたい」とのことだった。いずれも規制緩和の焦点として例示した①および②に該当しており、そうした動きが見直し議論の有力な焦点になっている様子が伺われる。

まとめ

域外廃棄物の適正処理に関する事前協議制度を制定していない17都府県のうち、同数の17都府県が今後について制定を検討しないと答えている。

現状、事前協議制度が地図の上で広がる目がなく、多数の制定済み自治体における規制緩和傾向の強勢を兼ね合わせると、その退潮傾向は明らかだろう。地方自治体の廃棄物処理行政で大きな役割を果たしてきた事前協議制度は大きな転換点を迎えている。

以上までのアンケート集計結果をまとめて示す（表2参照）。

30道県制定、2011年以降4県で見直し

規制緩和への動き強く、協議の必要性希薄化か？

表1　その他の狙い

- 不適正処理の防止
- 適正処理の確保
- 県外産業廃棄物の適正処理
- 不適正な県外産業廃棄物の搬入防止
- 県外産業廃棄物の的確な情報を把握し、県内産業廃棄物の適正な処理を推進する
- 県外の排出事業者において、産業廃棄物をあらかじめ分別、減量化、資源化および再利用を進めたうえで、県内において最終処分するよう指導し、県外産業廃棄物の適正な処理を図るため
- 県内での産業廃棄物の適正処理の確保
- 産業廃棄物の適正処理、生活環境の保全および公衆衛生の向上
- ダイオキシン類の排出削減、適正処理の推進
- 県内産業廃棄物の処理の安定化（残余量の確保）

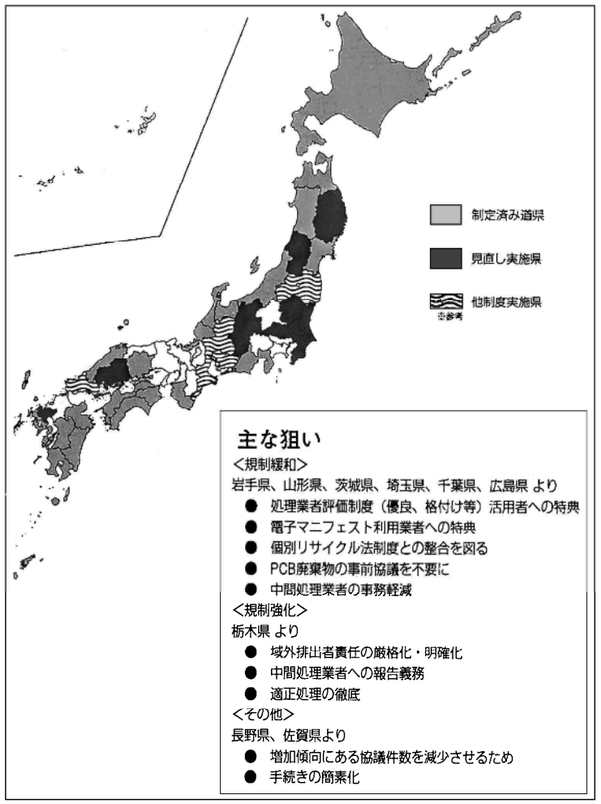

図　事前協議制度に関する自治体の制定状況と見直しの主な狙い

表2　アンケートの集計結果

事前協議を制定しているか		見直しを考えているか		見直しの方向性	
設定している	30	すでに行った	9	規制緩和	6
				〃　強化	1
				どちらでもない	2
		考えていない	20		
		今後、検討する	1		
		制定を検討するか			
制定していない	17	検討しない	17		
		検討する	0		

平成26年7月2日
環境新聞